

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月 15日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330012

研究課題名（和文）アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容

研究課題名（英文）Reception and Transformation of European constitutionalism in Asia.

研究代表者

高橋 和之（TAKAHASHI KAZUYUKI）

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号：70061223

研究成果の概要（和文）：本研究は、明治期の日本が西欧立憲主義を導入したときのその理解の仕方と、清末以降の中国が日本を経由してそれを導入したときの理解の仕方の異同に焦点を当て、両国が西欧立憲主義をどのように継受し、自国の伝統文化と調和させるためにどのように変容させたかを分析し、それを通じて「日本的なるもの」を明確化しようとするものである。そのために、日本の憲法学が西欧諸国から継受した立憲主義の具体的内容を批判的に再検討するとともに、日本の憲法学が中国の憲法学に与えた立憲主義をめぐる具体的な影響の一端を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this study is to shed light on the “Things Japanese” by comparing how Japan in Meiji era and China toward the end of Qing dynasty introduced or tried to introduce European constitutionalism and transformed it in accordance with the traditional political cultures of each country, the focus being put on the difference between the way Japan conceived the meaning of European constitutionalism and the way China understood it via Japan. We could achieve a critical reconsideration of the understanding of European constitutionalism professed by constitutional scholars at that time and clarify an aspect of the influence exerted by Japanese constitutional studies on those of China.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2011年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2012年度	1,500,000	450,000	1,950,000
総計	7,300,000	2,190,000	9,490,000

研究分野：公法学

科研費の分科・細目：

キーワード： 中華人民共和国、中華民国期の憲法、国際研究者交流、日本的なるもの、明治憲法、欽定憲法大綱、自国固有の文化との折り合い

1. 研究開始当初の背景

日本を含むアジア諸国が西欧的な立憲主義を導入する場合、それを自国固有の文化とどのように折り合いをつけるかが常に問題となる。実際、日本においては、明治憲法の

制定過程において「日本的なるもの」と「西欧的なもの」の対立が生じており、それは戦後の日本国憲法の運用をめぐる対立にまで引き継がれている。

この立憲主義と日本の伝統文化の相克と

いうテーマは、従来から日本の憲法学に存在するものであるが、比較の視座は常に西欧に向けられていたと言ってよい。

しかし、何が「日本的なるもの」かを解明するためには、日本がアジア的文化圏に属することを考えれば、アジア諸国との比較という視点もあってよいのではないか、という問題意識を持つようになった。

2. 研究の目的

(1) こうした問題意識から興味深いのは、中国もまた、清国末期以降、立憲主義の継受の過程で、立憲主義を西欧諸国から直接に導入するのではなく、日本を経由して導入し、伝統文化との衝突を経験したことである。清国が日本から立憲主義を学ぶ過程で日本の何に着目したのかを研究することにより、逆に我々自身が意識していない「日本的なるもの」あるいは「アジア的なるもの」の一端を逆照射することができるのではないだろうか。これらのことを踏まえると、本研究の目的は、西欧→日本→中国の立憲主義の継受過程を詳細に分析することにより、「日本的なるもの」の実相を一層明確に意識化することになる。

(2) また、日中憲法学の交流を通じて、「東洋的な立憲主義」の可能性を展望することも、本研究の目的の1つとなる。中国が経済的・文化的な国際交流において重要な役割を果たすようになった今日、アジアにおける法の支配というテーマは、西欧の法学者の問題意識となり、いくつかの著書や論文が発表されている。本研究は、立憲主義が法の支配の近・現代的形態であるとする、西欧の法学者とも問題意識を共有できるグローバルな研究へのアジアからの貢献でもある。

3. 研究の方法

(1) 課題

①日本の立憲主義の継受の過程

日本の憲法学が西欧諸国の憲法学を継受する過程において、ドイツの憲法理論が日本に与えた影響については、すでに日本で相当の研究の蓄積がある。しかし、日本を媒介にしての中国への影響という問題を視野に入れてこなかったため、この観点からの従来の研究の見直しが必要となる。

②日本から中国への立憲主義の継受の過程

日本の憲法学が中国の憲法学に与えた影響を、人的ルート、媒体、内容の観点から明らかにすることが必要となる。

(2) 着眼点

①日本の立憲主義の継受の過程

日本がドイツ等の西欧諸国から立憲主義

を継受する過程の研究については、従来、日本的視点のみから行ってきたが、これに中国的視点を加味して行う必要がある。そのためには、中国研究者がどのような視点からの研究を期待しているかを明確化・具体化して視点の共有を図り、それに従って分担者が研究を遂行する。

②日本から中国への立憲主義の継受の過程

・人的ルート：留学生、日本人講師による中国の大学での講義、中国の官僚による日本考察、両国の学者による学術交流などに着目し、これら人的ルートの具体的な様相を明らかにする。

・媒体：訳書、大学の講義資料・対談の記録、日本の憲法学の知識を吸収した自主的な著作などの文献・資料を整理し、精査することは、中国憲法学の発展の文脈を把握するのに有益である。

・具体的内容：憲法学における最も重要な基本的概念の多くは日本から導入されている。例えば、憲法、主権、共和、政府、機関、議会、制約、人格、人権、自由、自治等の概念である。それを受け入れた以上、憲法学の思想、内容、体系、枠組み、研究方法などについて、日本の影響を受けざるを得なくなり、研究者の考え方もその概念を受けると同時に、その中に含まれている思想・思惟に影響され、それを受け入れることになる。これらが西欧の概念と同じ意味で日本に移植されたのかのみならず、日本と同じ意味で中国に移植されたのかどうか等を分析することにより、それぞれの文化の違いを明らかにする。

(3) 計画

①2010年度

中国の研究者のこれまでの研究成果を吸収する。そのために、日中研究者が日本で会って研究会を行う。中国側からの研究成果について報告を得、それを基礎に質疑・討論を行い、問題意識の共有と具体化を図り、各人の担当する具体的テーマの設定を行う。

そして日本側では、当時の日中の憲法理論交流の背景にある政治的・外交的状況についての知識も必要となるので、これらの分野の専門家の話を聞く研究会を開催する。

②2011年度

2010年度の研究交流により獲得した成果を公表し、多くの研究者からの批判・コメント等のフィードバックを得て、研究を発展・深化させるためにシンポジウムを開催する。特に、中国の憲法研究者の反応がその後の研究に大いに参考になると考えられるので、中国でシンポジウムを開催する。

③2012年度

2012年度は、本研究の最終年度として、これまでの研究成果を日本の学会に問い、日本の研究水準の向上に寄与するとともに、そこからのフィードバックを受けてさらに研究を深化させる目的をもって日本でシンポジウムを行う。

4. 研究成果

(1)「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会

①2010年度

・準備会

2010年度は、三谷太一郎先生による「日本になぜ立憲主義が導入されたのか」と題する報告を伺った(7月24日)。本報告から、立憲主義の受容を可能にした日本特有の歴史的條件が、「幕藩体制の政治的特質」、すなわち権力の抑制・均衡のメカニズムの存在であったことが理解できた。この権力の抑制・均衡のメカニズムが、形を変えつつ幕藩体制から明治憲法体制へと連続することで、立憲主義の受容を可能にしたのである。

・第1回研究会

明治大学において、第1回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会を開催し、そこでの報告を基礎に、質疑・討論を行い、相互の問題意識と課題を具体化した(11月6、7日)。

中国側の研究協力者等による報告は、韓大元「明治憲法の《欽定憲法大綱》に対する影響」、王貴松「美濃部達吉と中国の公法学」、牟憲魁(山東大学)「日本憲法学における憲法裁判論と中国への影響」、林来梵「中国における立憲主義の原点と近代日本の影響」、莫紀宏「明治憲法の近代中国の憲法制定に与えた影響の限界について」であり、日本側の報告は、李曉東(島根県立大学)「近代中国の立憲政治論と日本一楊度の国会論を手がかりに」、光田剛(成蹊大学)「訓政開始期の国民党の政治構想—「建国大綱」から胡漢民の訓政論へ」、中村元哉(津田塾大学)「中華民国憲法制定史と世界の憲政潮流—張知本の憲法論を中心に」である。

これらの報告は、「清末期に制定された欽定憲法大綱に対する明治憲法の影響」と「中華民国期の憲法制定に対する日本の影響」に関するもので、明治憲法起草に関わった日本人研究者が欽定憲法大綱制定へ参加したこと、中華民国期の憲法制定では、日本の経験を参照し、日本人研究者もまた中華民国政府の法制顧問として憲法制定に関わっていたが、欧米諸国の憲法理論も参照され、日本からの影響が相対的に低下したことが明らかになった。

②2011年度

・第2回研究会

雲南大学法学院(中華人民共和国雲南省昆明市)において、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会を開催した(8月25日-27日)。

日本側の研究代表者・研究分担者の報告は、高橋和之「立憲主義をどう理解するか」、高見勝利「立憲政治と『体用』『徳義』論—資料の解題を中心に」、毛利透「行政権民主化論の諸相」、西村裕一「美濃部達吉の国体論」、松井直之「有賀長雄と中華民国憲法」であり、中国側の研究協力者等の報告は、韓大元「アジアにおける立憲主義の現代的価値」、莫于川「中国行政法制度の民主化への道程」、林来梵「アジアにおける国体概念の継受と変容」、王徳志「欧米への心酔からソビエトを模範に一五四運動と中国憲政の2つの方向への発展」である。

これらの報告は、立憲主義に関する総論的な報告(高橋)を踏まえたうえで、①日本の憲法学が中国の憲法学に影響を与えた人的ルートや媒体(松井、王)、②日本の憲法学が中国の憲法学に与えた影響の具体的内容(高見、西村、林)、③日本と中国における憲法学の現状(毛利、韓、莫)に関する研究と位置付けることができる。研究会での中国の研究協力者等との意見交換は、今後の研究の深化に繋がるものであった。

・準備会

2011年度は、曾田三郎教授(広島大学)による報告「中華民国臨時約法の制定と日本での論評」(2012年1月28日)と、區建英教授(新潟国際情報大学)による報告「嚴復の立憲思想—非主流の特異性とその意味」(同年3月3日)を伺い、日本の憲法学が近現代中国の憲法学に与えた影響に関して理解をより深めることができた。

③2012年度

・第3回研究会

明治大学において、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会を開催した(11月17、18日)。

日本側の研究代表者・研究分担者の報告は、高橋和之「立憲主義とは何であったか—穂積八束の理論を中心に」、高見勝利「『立憲政体』と明治憲法の意味理解」、毛利透「戦前憲法学における二重法律概念と法治行政」、西村裕一「「ラーバントと穂積八束」についての概念的覚書—「国体」篇」、松井直之「有賀長雄と立憲主義—『支那正観』に着目して」であり、中国側の研究協力者等の報告は、韓大元「憲法典の翻訳と中国憲法学の研究」、林来梵「梁啓超の国体学説とその日本における源流」、莫紀宏「1982年憲法の実施状況に

対する評価― 憲法の構造に着目して」、王貴松「中国における行政法学の起源」、洪英『国民の司法参加』の憲法的基礎およびその制度設計―立憲主義の視点からみる日本の司法制度改革」、牟憲魁（山東大学）「呉経熊の国事裁判所構想と国民政府時期の憲法保障論」である。

これらの報告は、①日本がドイツ等の西欧諸国から立憲主義を継受し、中国憲法学に影響を与えた概念（高橋、高見、毛利、西村）、②日本の憲法学が中国の憲法学に影響を与えた人的ルートや媒体（松井、韓）、③日本の憲法学が中国の憲法学に与えた影響の具体的内容（林、王）、④日本と中国における憲法学の現状（莫、洪）に関する研究と位置付けることができる。研究会では、立憲主義に関わる概念の日中の理解の仕方をめぐり、意見交換することができた。

④今後の課題

立憲主義を基礎にする憲法制度を構成する主要な原理（自由の保障、権力分立原理、国民主権あるいは国民代表、法の支配など）に焦点を当て、これら諸原理が日本を経て中国で継受される際に、日本と中国において、どこに重点をおいて理解され、それまでの伝統文化とどのように調和されたのかを具体的に探っていく必要がある。そうすることによって、「日本的なるもの」の特徴を捉えることができるだろう。

（2）個別の研究結果

①高橋和之

本プロジェクトは、日本と中国における西欧立憲主義の導入に際して生じた違いをテーマにしているので、研究者間において立憲主義とは何かについて一定のコンセンサスを形成しておく必要がある。ところが、立憲主義という言葉は、非常に広い内容をもって使われており、コンセンサスの形成は容易ではない。そこで、せめてその意味の広がりやどの程度のものかについての理解だけでも共有できないかと考えて、まず歴史的に形成されかつ変容してきたこの概念がどの程度の広がりをもっているかを提示してみた。

立憲主義を基礎にする憲法制度を構成している主要な原理としては、①自由の保障、②権力分立原理、③国民主権あるいは国民代表、④法の支配が挙げられるが、このそれぞれにつき多様な理解が存在し、また、これら諸原理をどのような相互関係において調和させるかについても様々な態様があり得、その違いが各国・各論者の立憲主義の特徴をなしている。したがって、日本と中国が立憲主義を導入したとき、これら諸原理のどこに重点をおいて理解したのかをさぐることで、それぞれの特徴を捉える一つの切り口となる

であろう。

このような見通しを前提に、私の分担した研究では、徳積八束が立憲主義をどう理解したかを検討した。徳積は、立憲主義を権力分立を核心において理解した。このために、国権の統一性と権力の分立をどのように説明するかの問題に直面し、その解決を国体と政体を区別するとともに、国権を超憲法的存在と構成することにより行った。そのために、理論構造としては憲法制定権力を設定したカール・シュミットと類似したものとなり、法実証主義的ではない。徳積は超憲法的な憲法制定権力を法に拘束されない権力と説明したために、国家権力の無制限を唱え法治主義を否定したと批判されることがあるが、決してそうではない。たしかに超憲法的権力は無制限であるが、憲法により創設された権力は憲法により拘束されることを認めており、この限りでは法実証主義者とかわりはない。徳積理論の最大の問題は、むしろ、その君主国体概念が桎梏となって、民主化を求める社会的潮流を憲法理論の中に取り込み的確な位置づけを与えることが困難になったことにある。

②高見勝利

明治憲法制定時における立憲主義理解の豊かな多様性と実定化された憲法典解釈学説の相関関係に着目し、自由民権活動家の著作を中心に前者の多様性について調査・研究を行った。後者の憲法解釈との相関性を探ることが今後の課題となる。

③毛利透

2011年の中国での研究会では、日本の近年の行政機構改革について、現在の諸国家が共通に直面している、政治主導の必要性和国家機構外部の知見を政策形成過程に取り入れる必要性という二つの必要性の緊張関係を意識しつつ、報告した。

2012年の東京での研究会では、中国の憲法思想に影響を与えた戦前日本の公法学における法規概念の変遷を、ドイツの議論と関連させつつ検討した。この報告は論文として公表するよう努めるつもりである。

さらに、2013年3月に中国の山東大学で日本国憲法についての講義を行うとともに、同大学の牟憲魁教授をはじめとする諸教授と、東アジアにおける立憲主義の定着と発展に向けた展望について意見交換を行った。この成果も、今後の研究に生かそうと考えている。

④西村裕一

西欧立憲主義に関する「西欧→日本→中国の継受過程」を分析するという全体のテーマに鑑み、「日本的なるもの」に属する代表的な概念とされながら中国憲法学へも影響を

与えた「国体」概念に焦点を当てることを、自らのテーマとした。その際、「西欧→日本」の継受過程の研究が課題として割り当てられていたことから、西欧（とりわけドイツ）から日本への継受関係に留意した。

まず、戦前のわが国を代表する憲法学者である美濃部達吉における「国体」概念の研究として、2011年の本研究会において「美濃部達吉の国体論」を発表した。続いて、日本憲法学に「国体」概念を導入したと考えられる穂積八束における「国体」概念を、穂積に大きな影響を与えたといわれるパウル・ラーバントとの継受関係という視点から研究したものと、2012年の本研究会において「『ラーバントと穂積八束』についての概念史的覚書—「国体」篇—」を発表した。これらにおいて、わが国における「国体」が「タブー」として機能したこと、及び、そのような「国体」概念はドイツ国法学流の Staatsform とは無関係に生成した可能性があることを、指摘した。

今後は、穂積八束の「国体」概念に大きな影響を与えたと推測される明治15年前後の論壇状況を、そこにおいて大きな影響力を有していたと思われる井上毅やヘルマン・シュルツェなどとの関連を意識しつつ研究することで、日本憲法学における「国体」概念のルーツを調査したいと考えている。

⑤松井直之

日本から中国への立憲主義の継受の過程における人的ルートの具体的な様相を明らかにするために、清末民初期の憲法制定に深く関わった有賀長雄に着目した。

2011年の研究会では、有賀が袁世凱の法制顧問に招聘されるまでの経歴を概観し、有賀と中華民国初期の憲法起草過程の関係を紹介し、有賀が考えていた清末民初期の統治に共通する要素について報告した。2012年の研究会では、有賀が帰国後に執筆した『支那正観』を紹介し、彼の考えていた「支那国民」が「得るに至るべき」「地理人情に適したる永久の政体」について報告した。

今後の課題は、有賀の立憲主義観と清末民初期の制憲活動に携わるようになったこととの関係を調べることである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

①松井直之 (訳)、王泰升「日本統治時代の台湾における近代司法との接触および継承」、中国 21 36 巻、査読無、2012年、71-96頁

② Toru Mori, “Democratization of the

Administration - From the Top Down and/or from the Bottom Up”, European-Asian Journal of Law and Governance, Special Issue: Constitutionalism in East Asia, 1-2, 2011, pp80-89, 査読無

③毛利透、「行政権開放の諸形態とその法理」、法哲学年報 2010 (市民/社会の役割と国家の責任)、査読無、2011年、61-73頁

④西村裕一、「方法と近代—渡辺浩『日本政治思想史』を読んで」、法学会雑誌 52 巻 1 号、査読無、2011年、231-255頁

⑤西村裕一、「『代表』・『国益』・『輿論』—美濃部達吉の貴族院論」、北大法学論集 61 巻 4 号、査読無、2010年、193-248頁

[学会発表] (計10件)

①高橋和之「立憲主義とは何であったか—穂積八束の理論を中心に」、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2012年11月17日、明治大学

②高見勝利「『立憲政体』と明治憲法の意味理解」、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2012年11月18日、明治大学

③毛利透「戦前憲法学における二重法律概念と法治行政」、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2012年11月17日、明治大学

④西村裕一「『ラーバントと穂積八束』についての概念史的覚書—『国体』篇」、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2012年11月18日、明治大学

⑤松井直之「有賀長雄と立憲主義—『支那正観』に着目して」、第3回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2012年11月17日、明治大学

⑥高橋和之、「立憲主義をどう理解するか」、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2011年8月25日、雲南大学法学院 (中華人民共和国)

⑦高見勝利、「立憲政治と『体用』『徳義』論—資料の解題を中心に」、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2011年8月25日、雲南大学法学院 (中華人民共和国)

⑧毛利透、「行政権民主化論の諸相」、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変

容」研究会、2011年8月25日、雲南大学法学院（中華人民共和国）

⑨西村裕一、「美濃部達吉の国体論」、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2011年8月25日、雲南大学法学院（中華人民共和国）

⑩松井直之、「有賀長雄と中華民国憲法」、第2回「アジアにおける西欧立憲主義の継受と変容」研究会、2011年8月26日、雲南大学法学院（中華人民共和国）

〔図書〕（計3件）

①高見勝利、有斐閣、「未完のプロジェクトとしての『立憲政体』—島田邦二郎『立憲政体改革之急務』を読む」、長谷部恭男ほか編『高橋和之先生古稀記念論文集（仮）』2013年11月（予定）

②松井直之、ミネルヴァ書房、「中国」「台湾」君塚正臣編『比較憲法』、2012年、319頁

③毛利透、日本評論社、「行政権民主化論の諸相」樋口陽一ほか編『国家と自由・再論』、2012年、382頁（327-344頁）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 和之 (TAKAHASHI KAZUYUKI)
明治大学・法務研究科・教授
研究者番号：70061223

(2) 研究分担者

高見 勝利 (TAKAMI KATSUTOSHI)
上智大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70108421

毛利 透 (MORI TORU)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60219962

西村 裕一 (NISHIMURA YUICHI)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：60376390

松井 直之 (MATSUI NAOYUKI)
立教大学・大学院法務研究科・助教
研究者番号：60468858

(3) 研究協力者

韓大元 (HAN DAYUAN)
中国人民大学・法学院・教授

林来梵 (LIN LAIFAN)
清華大学・法学院・教授

莫紀宏 (MO QIHONG)
中国社会科学院・法学研究所・教授

王貴松 (WANG GUISONG)
中国人民大学・法学院・副教授

洪英 (HONG YING)
中華人民共和国司法部・司法研究所・研究員